

国民健康保険 一部負担金減免等の制度

災害や失業などで収入が一時的に減少し、医療機関の窓口を支払う一部負担金の支払いが困難な国民健康保険の加入世帯は、その一部負担金の徴収猶予や減免を受けることができます。

■ 徴収猶予

入院・外来療養費を対象とし、以下のいずれかに該当する場合は、最長6か月まで徴収猶予します。

- ① 震災，風水害，火災その他これらに類する災害により死亡し，もしくは障がい者となり，または資産に重大な損害を受けたとき
- ② 干ばつ，冷害，凍霜害等による農作物の不作，不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき
- ③ 失業，休廃業および疾病により，収入が著しく減少したとき

④ ①～③に掲げる事由に類する事由があったとき

■ 減額

入院療養費を対象とし、徴収猶予の要件に加え、収入が生活保護基準の1.1倍以下であり、かつ預貯金残高が生活保護基準の3か月分以下の場合、1か月単位で原則3か月まで一部負担金の8割を減額します。

■ 免除

入院療養費を対象とし、徴収猶予の要件に加え、収入が生活保護基準以下であり、かつ預貯金残高が生活保護基準の3か月分以下の場合、1か月単位で原則3か月まで一部負担金を免除します。

※ 緊急の場合を除き事前に申請が必要です。

〈問い合わせ先〉 国保年金課国保係 (☎ 82・1177)

国民年金保険料を納めましょう

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。国民年金保険料を納めないままにしておくと、将来の老齢基礎年金や障害・遺族などの事故が発生した場合の年金が受けられないことがあります。

納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。まだ納付がお済みでない人は、納付書を用意され、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアの窓口で納付してください。

また、口座振替やクレジットカードによる納付もできます。詳しくはお問い合わせください。

◎ 国民年金保険料

1 か月 15,020 円 (平成 23 年度)

■ 国民年金保険料の納付は

□ 口座振替がお得です

国民年金保険料の納付に口座振替を利用すると、保険料が自動的に引き落とされ、金融機関に行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。また、口座振替には、当月保険料を当月末に引き落とすことにより月々50円引きされる早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6か月前納、1年前納もあり大変お得です。

口座振替を希望する人は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参して、金融機関または年金事務所へ申し込んでください。

〈問い合わせ先〉 国保年金課年金高齢医療係 (☎ 82・1178)

宇部年金事務所 (☎ 33・7111)